

「石綿による疾病の公務災害の認定について」（平成21年6月1日地基補第161号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>標記の件については、「公務上の災害の認定基準について（平成15年9月24日地基補第153号）」によるほか、下記により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにしてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 公務上外の判断に当たっては、労働者災害補償保険制度における「<u>石綿による疾病の認定基準について</u>」（平成24年3月29日基発0329第2号。以下「石綿労災基準」という。）に準じて判断すること。</p> <p>2 石綿労災基準の記の第1の1に掲げられた疾病の公務起因性の判断については、理事長に協議するものとする。</p>	<p>標記の件については、「公務上の災害の認定基準について（平成15年9月24日地基補第153号）」によるほか、下記により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにしてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 公務上外の判断に当たっては、労働者災害補償保険制度における「<u>石綿による疾病の認定基準について</u>」（平成18年2月9日基発第0209001号。以下「石綿労災基準」という。）に準じて判断すること。</p> <p>2 石綿労災基準の記の第1の1に掲げられた疾病の公務起因性の判断については、理事長に協議するものとする。</p>